

秦野市印鑑条例の一部を改正することについて

秦野市印鑑条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年9月18日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

住民基本台帳法施行令の一部改正により、住民票の記載事項に旧氏を加えられることに伴い、旧氏でも印鑑登録ができることとするため、改正するものがあります。

秦野市印鑑条例の一部を改正する条例

秦野市印鑑条例（昭和55年秦野市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第5条第1項第1号中「氏名（外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）については通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。）を含む。以下同じ。）、氏若しくは名」を「氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下この号において「政令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（政令第30条の16第1項に規定する通称をいう。次条第1項第3号において同じ。））」に、「氏名について、その一部」を「氏名、旧氏又は通称の一部」に、「並びに氏及び名」を「及び氏又は名」に改める。

第6条第1項第3号中「認可地縁団体については、その名称」を「住民票に旧氏が記載されている者についてはその旧氏を、住民票に通称が記載されている者についてはその通称を、認可地縁団体についてはその名称を含む。以下同じ。」に改める。

第15条第1項第1号中「外国人住民が、法第30条の45の表」を「法第30条の45に規定する外国人住民が、同条の表」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議案第40号 秦野市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 印鑑(第2号においては、同号に規定する団体の印鑑)の登録を受けることができる者は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)の規定により<u>本市が備える</u>住民基本台帳に記録されている者</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 印鑑(第2号においては、同号に規定する団体の印鑑)の登録を受けることができる者は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)の規定により<u>本市の</u>住民基本台帳に記録されている者</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(登録のできる印鑑)</p> <p>第5条 登録申請に係る印鑑は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 住民基本台帳又は認可地縁団体登録台帳に記録され、又は登録されている氏名、氏、名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下この号において「政令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(政令第30条の16第1項に規定する通称をいう。次条第1項第3号において同じ。)又は名称を表しているもの(氏名、旧氏又は通称の一部を組み合わせたもの及び氏又は名について、平仮名又は片仮名に替えられて</p>	<p>(登録のできる印鑑)</p> <p>第5条 登録申請に係る印鑑は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 住民基本台帳又は認可地縁団体登録台帳に記録され、又は登録されている<u>氏名(外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。))については通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。))を含む。以下同じ。)</u>、氏若しくは名又は名称を表しているもの(氏名について、<u>その一部を組み合わせたもの並びに氏及び名について、平仮名又は片仮名に替えられているものを含む。)</u></p>

いるものを含む。)

(2) - (4) (略)

2 (略)

(印鑑登録原票の登録事項)

第6条 市長は、印鑑の登録の申請について確認したうえ、印鑑登録原票に印影のほか、その登録申請者に係る次に掲げる事項を登録しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 氏名 (住民票に旧氏が記載されている者についてはその旧氏を、住民票に通称が記載されている者についてはその通称を、認可地縁団体についてはその名称を含む。以下同じ。)

(4) - (6) (略)

2 (略)

(印鑑登録の抹消)

第15条 市長は、第12条(亡失の場合に限る。)若しくは前条に規定する届出があったとき又は第2条第1項第1号に規定する者については第1号から第4号までのいずれかに該当するとき若しくは認可地縁団体については第5号から第7号までのいずれかに該当するときは、印鑑の登録を抹消しなければならない。

(1) 他の市町村に転出したとき又は法第30条の45に規定する外国人住民が、同条の表の上欄に掲げる者でなくなったと

(2) - (4) (略)

2 (略)

(印鑑登録原票の登録事項)

第6条 市長は、印鑑の登録の申請について確認したうえ、印鑑登録原票に印影のほか、その登録申請者に係る次に掲げる事項を登録しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 氏名 (認可地縁団体については、その名称)

(4) - (6) (略)

2 (略)

(印鑑登録の抹消)

第15条 市長は、第12条(亡失の場合に限る。)若しくは前条に規定する届出があったとき又は第2条第1項第1号に規定する者については第1号から第4号までのいずれかに該当するとき若しくは認可地縁団体については第5号から第7号までのいずれかに該当するときは、印鑑の登録を抹消しなければならない。

(1) 他の市町村に転出したとき又は外国人住民が、法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき。

き。

(2)－(7) (略)

2・3 (略)

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

(2)－(7) (略)

2・3 (略)

## 秦野市印鑑条例の一部改正について

### 1 目的・必要性

婚姻後も旧氏（旧姓）を使う女性が増加する中、国は平成31年4月17日付けで、「住民基本台帳法施行令」、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令」の一部を改正する政令を公布し、本人から請求があった場合に、住民票等に旧氏の併記ができることとしました。

この改正により、住民票の写し、マイナンバーカード、通知カード、住民票記載事項証明書、閲覧台帳、転出証明書及び住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報に、旧氏の併記ができるようになります。

しかし、印鑑登録の規定については、各自治体が条例で定めているため、印鑑登録においても旧氏での登録ができるよう、秦野市印鑑条例を改正するものです。

### 2 条例改正の概要

- (1) 登録できる印鑑に旧氏を追加（第5条）
- (2) 印鑑登録原票の登録事項に旧氏を追加（第6条）

### 3 条例改正の施行日

令和元年11月5日

### 4 旧氏併記の注意点

- (1) 旧氏記載の請求者は、記載を求める旧氏がその者の旧氏であることを証明するため、旧氏が記載されている戸籍謄本等から現在の氏が記載されている戸籍に至る全ての戸籍謄本等が必要となります。
- (2) 旧氏併記をする場合、現在の氏と旧氏との両方が必ず記載されます。使用目的によりどちらか一方の氏のみを記載することはできません。
- (3) 住民票、マイナンバーカード及び印鑑登録証明書の全てに旧氏が記載されます。いずれかを選択して併記することはできません。